

第 5 回条例調査検討部会における委員の意見等

【議題】

(1) 第 4 回条例調査検討部会における議論について (資料 1)

○意見

- ・ 安否確認の名簿作成依頼が市から来たが、視覚障がい者への配慮が不足と感じた。
- ・ 鉄道等におけるベビーカーへの配慮に関する取り組み状況
- ・ パーキングパーミットの導入の状況

⇒事務局

- ・ 安否確認の名簿作成時における配慮の必要性については、関係部局にお伝えする。
- ・ 鉄道等利用時のベビーカーへの配慮については、昨年度から国交省において検討がなされてきたと聞いている。
府としても福祉のまちづくり条例の都市施設に直接該当するものではないが、配慮すべき内容であると考えるので、国の取組みを啓発する。
- ・ パーキングパーミットの実績については別途ご報告する。

(2) 大阪府福祉のまちづくり条例の第 1 次改正骨子 (案) について (資料 2)

○概要

- ア. 共同住宅の基準適合義務対象規模の見直し
- イ. 自動車修理工場の基準適合義務対象規模の見直し
- ウ. 便所の乳幼児向け設備の適用規模見直し (公衆便所)
- エ. 共同住宅等における介護ベッド等の基準適用条件の見直し

○意見

- ・ アの新たに規定する 20~49 戸の共同住宅で 1 階に住戸がない場合はどうなるのか。
- ・ 基準の拡充によりさまざまな人が住むことが可能となるので賛成。より推進して欲しい。
- ・ 基準改正後についてどのようにメリットがあったのかなどを検証されたい。
- ・ ユニバーサルデザインの観点から、条文そのものをわかりやすくすべき。

⇒事務局

- ・ 今回の検討案では 1 階の住戸までの経路上を移動等円滑化経路とすることを新たに規定しようとしているため、1 階に住戸がなく 2 階以上にのみ住戸がある場合は規定がかからない。しかしその場合でも、ガイドライン等において望ましい配慮事項として記載したい。
- ・ 法制担当部局とは、条文をわかりやすくするとの視点も持って今後協議を行っていく。

(3) 今年度さらに検討が必要な事項について(資料3-1, 3-2)

○概要

ア. 条例の第2次改正検討項目(案) (資料3-1)

- ・事前協議対象用途の包括的な見直し(物品販売業を営む店舗の義務対象規模)
- イ. 事前協議対象用途の包括的な見直し(事前協議と建築確認申請が重複する用途の整理)

ウ. 設計マニュアルの改訂について (資料3-2)

○意見

- ・単に費用が過度にかかりすぎるから対象としないといった視点だけではなく、「誰のための福祉のまちづくり」なのかしっかり認識した上で検討を進めること。
- ・10年に一度の見直しではなく、社会の情勢等に併せ、適宜見直しをすべき。
- ・災害時、災害予防に関する視点を条例に加えるべき。
- ・ガイドラインの作成に当たっては、行動障がい、知的・発達障がいに対する内容も加えると共に、当事者参画を十分に行うこと。
- ・単に建築物のみを対象とするのではなく、まちづくりのガイドラインとすべき。

⇒事務局

- ・いただいた意見を踏まえ、今年度引き続き検討を行う。

(4) 駅舎構内のエスコートゾーンの設置について(資料4)

○意見

- ・視覚障がい者が駅を利用する際にこれがあると安全。ぜひ設置していただきたい。
- ・エスコートゾーンだけでなく音声案内も連動させることでより安全性が確保される。
- ・駅の無人化も併せて議論すべき。
- ・エスコートゾーンの色は、道路上にある場合はドライバーからの見え方の関係で白が多いが、この場合はそれにとらわれる必要がないので(元々弱視の方に見えやすい色である)黄色系でもいいのではないか。
- ・駅員廃止の代わりにはならないが、よい取り組みである。
- ・改良の余地はあると思われるが、この案を基本としてこれで進めて行っていただきたい。

以上